

令和 3 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 15 号議案	浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について	1
第 16 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	2
第 17 号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	3
第 18 号議案	あらたに生じた土地の確認について	4
第 19 号議案	字の区域の変更について	6
第 20 号議案	工事請負契約締結について (浜松市福祉交流センター大規模改修工事(建築工事))	8
第 21 号議案	工事請負契約締結について (浜松市福祉交流センター大規模改修工事(機械設備工事))	9
第 22 号議案	財産の交換について (南区倉松町道路用地)	10
第 23 号議案	市有財産処分について (第三都田地区工場用地 10 区画、12 区画)	13
第 24 号議案	から 第 26 号議案 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	16
第 44 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する 条例の一部改正について	17
第 45 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	18
第 46 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	23
第 47 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	24
第 48 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	26
第 49 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	28
第 50 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	29
第 51 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について	30
第 52 号議案	浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について	31
第 53 号議案	浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について	32

第 54 号議案	浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について	33
第 55 号議案	浜松市道路法等施行条例の一部改正について	34
第 56 号議案	浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について	35
第 57 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	36
第 58 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	38
第 59 号議案	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について	39
第 60 号議案	浜松市新川モール条例の制定について	41
第 61 号議案	浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について	44
第 62 号議案	包括外部監査契約締結について	47

(第 15 号議案の説明資料)

産業総務課

浜松市小型自動車競走場附帯施設等利用条例の廃止について

(提案理由)

浜松市小型自動車競走場の附帯施設の利用料について、入札等により流動的に金額を定めることができるように見直すこと等に伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

市営住宅の入居に係る連帯保証人について、個人に加えて、借借人の委託を受けて当該借借人の家賃の支払に関する債務を保証することを業として行う、家賃債務保証業者の利用も可能とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市営住宅の入居を許可された者が、市長が適当と認める家賃債務保証業者を連帯保証人とする場合、請書に家賃債務保証業者による家賃の支払い等に係る債務の保証に関する書面を添えて提出することとするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症などの感染症から児童生徒等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当及び防疫作業手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当

(1) 支給対象者

養護教諭など新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いがある児童生徒等に接して行う作業に従事した職員です。

(2) 支給要件

感染又はその疑いがある児童生徒等の看護をするなど新型コロナウイルス感染症から児童生徒等の生命及び健康を保護するために行われる作業について支給するものです。

(3) 支給額

作業 1 日当たり 3, 0 0 0 円 (特に危険性が高い作業は 4, 0 0 0 円)

なお、作業に従事した時間により、教育委員会規則に基づいて支給額を減額するものです。

2 防疫作業手当

(1) 支給対象者

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症並びにこれらに相当する感染症 (以下「感染症」という。) の患者の移送若しくは感染症の防疫作業又は開放性結核患者の予防救治に従事した職員です。

(2) 支給要件

感染症の患者の移送若しくは感染症の防疫作業又は開放性結核患者の予防救治のため行われる作業について支給するものです。

(3) 支給額

作業 1 件当たり 4 5 0 円 (一類感染症及び一類感染症に相当するものは 6 0 0 円)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

2 改正後の規定は、令和 2 年 5 月 1 8 日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用するものです。

(第 18 号議案の説明資料)

文書行政課

あらたに生じた土地の確認について

(提案理由)

舞阪漁港水産流通基盤整備事業に伴う公有水面埋立てにより、あらたに生じた土地を確認するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

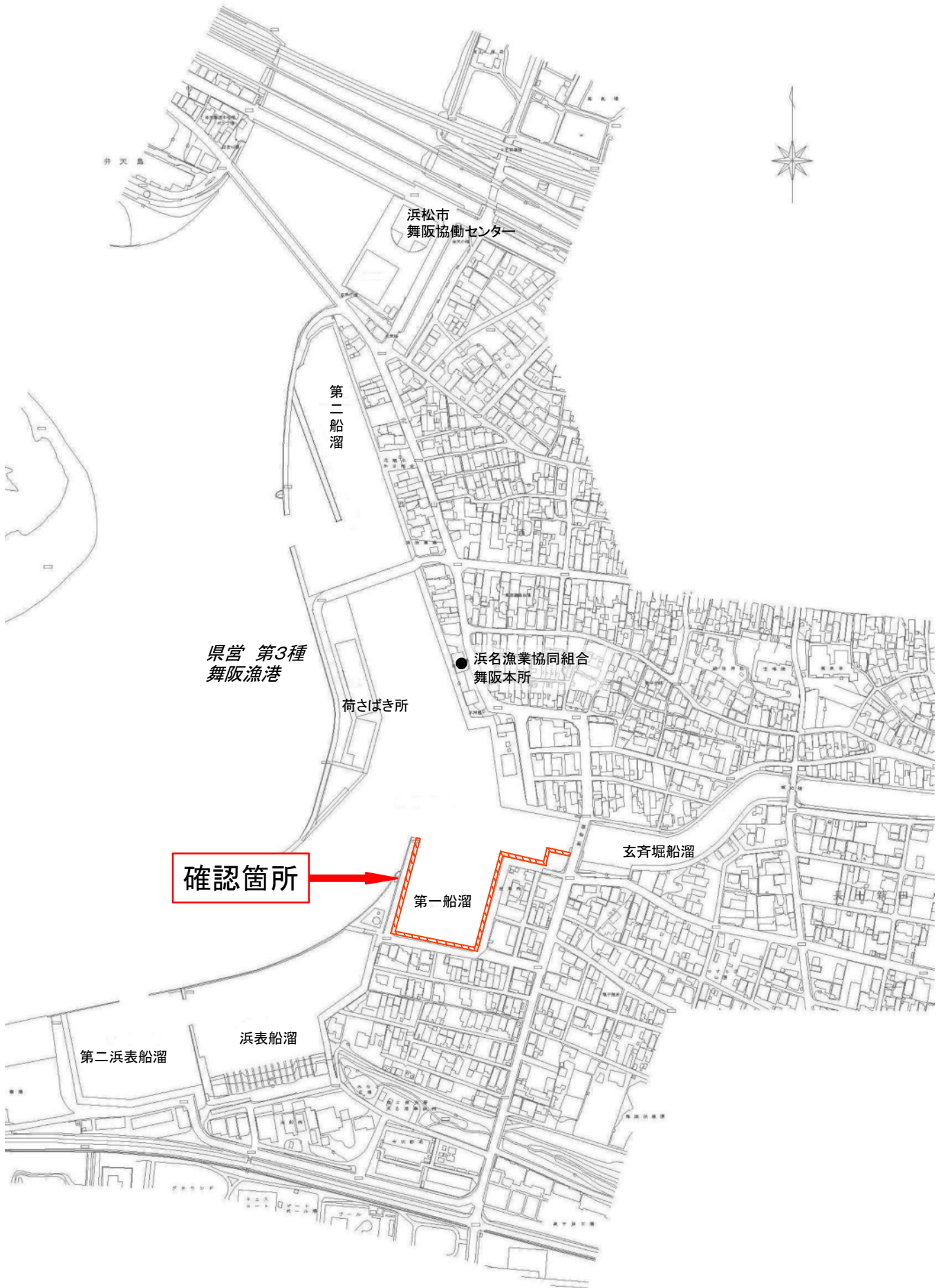
(あらたに生じた土地)

浜松市西区舞阪町舞阪字浜表 2 6 6 8 の 3 7、2 6 6 8 の 2 6 9、2 6 6 8 の 3 5 の西側に隣接した道路敷、2 6 6 8 の 2 6 1、2 6 6 8 の 2 5 5、2 6 6 8 の 2 5 6 の西側から北側に隣接した道路敷及び 2 6 6 8 の 1 9 9 の地先 公有水面埋立地
8 9 2. 3 1 平方メートル

(位置図)

次ページ参照

位置図



(第 19 号議案の説明資料)

文書行政課

字の区域の変更について

(提案理由)

舞阪漁港水産流通基盤整備事業に伴う公有水面埋立てにより、あらたに土地が生じるため、字の区域を変更しようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

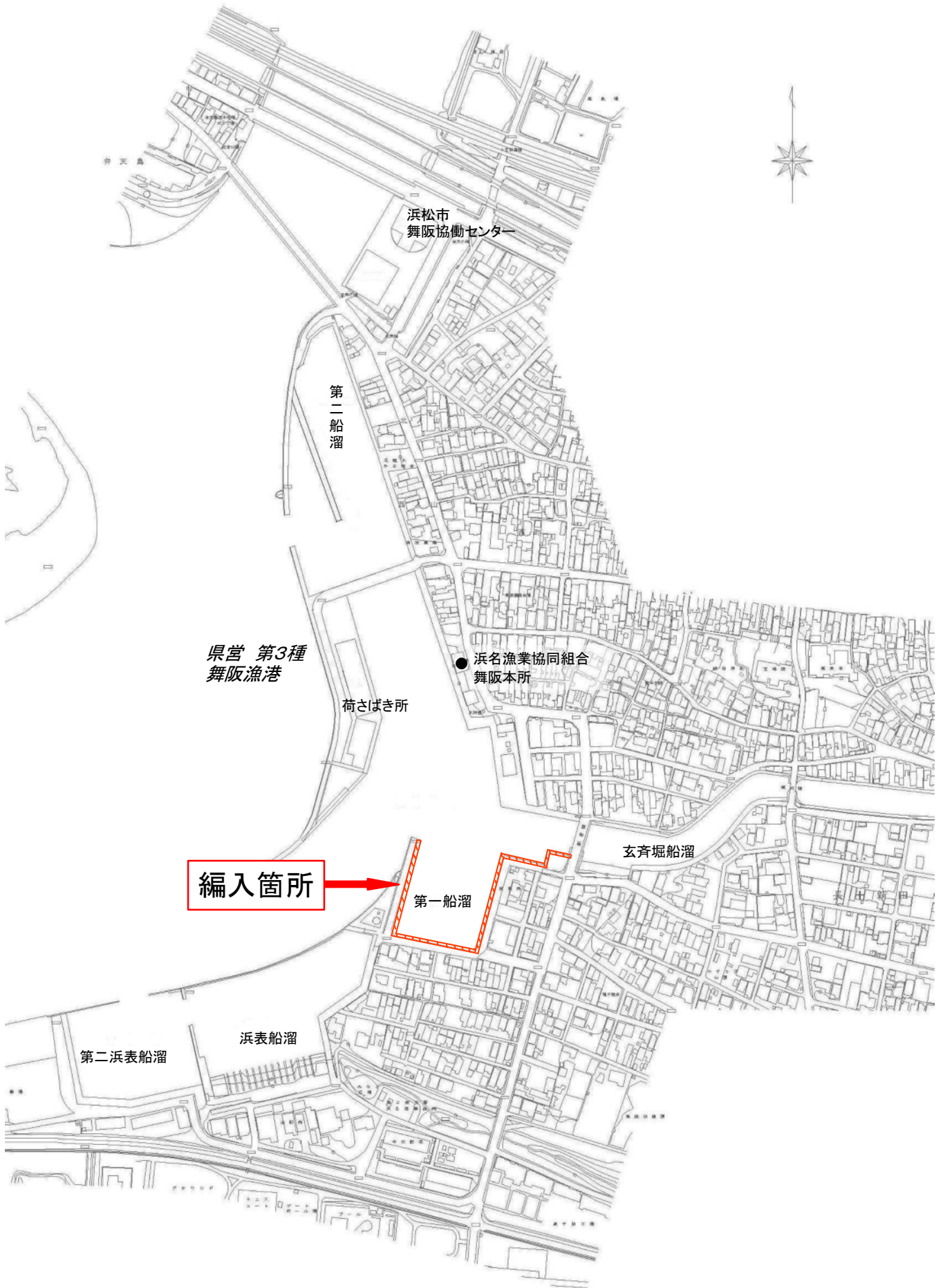
(西区舞阪町舞阪字浜表に編入する区域)

浜松市西区舞阪町舞阪字浜表 2668 の 37、2668 の 269、2668 の 35 の西側に隣接した道路敷、2668 の 261、2668 の 255、2668 の 256 の西側から北側に隣接した道路敷及び 2668 の 199 の地先 公有水面埋立地
892.31 平方メートル

(位置図)

次ページ参照

位置図



(第 20 号議案の説明資料)

福祉総務課

工事請負契約締結について（浜松市福祉交流センター大規模改修工事（建築工事））

(提案理由)

福祉政策の拠点である浜松市福祉交流センターを長期的に活用するため、大規模改修工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中区成子町 地内
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下2階建 延 9,025.05 m²
- ・改修後の機能 ホール客席600席、楽屋、ロビー、会議室8室、講習室4室、料理教室1室、大広間、練習室3室、駐車場57台

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和4年7月15日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交流センター大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下2階建 延 9,025.05 m ² ・大規模改修工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・駐車場整備 他	916,850,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式）	中建・杉浦組特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中区中沢町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志 〈その他構成員〉 浜松市中区紺屋町308番地の4 株式会社杉浦組 代表取締役社長 杉浦 政紀

(第 21 号議案の説明資料)

福祉総務課

工事請負契約締結について（浜松市福祉交流センター大規模改修工事（機械設備工事））

(提案理由)

福祉政策の拠点である浜松市福祉交流センターを長期的に活用するため、大規模改修工事（機械設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中区成子町 地内
- ・内 容 浜松市福祉交流センター大規模改修工事に伴う機械設備工事 一式

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 4 年 7 月 1 5 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市福祉交流センター大規模改修工事（機械設備工事）	大規模改修工事に伴う機械設備工事一式 ・空気調和設備更新（吸収式冷温水機、空気調和機、送排風機、配管等） ・給排水衛生設備更新（受水槽、ポンプ、衛生器具、配管等） ・ホール吊り天井落下防止対策工事	1,034,000,000円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	日管・ハマネン特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中区池町220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 容次郎 〈その他構成員〉 浜松市西区入野町619番地の4 株式会社ハマネン設備センター 代表取締役 仲村 弘

財産の交換について（南区倉松町道路用地）

(提案理由)

道路用地の一部取得にあたり、交換差金を伴う財産の交換に係る土地交換契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、提案するものです。

1 交換により市が取得する財産

目的	所在地	財産の概要	評価額（A）
道路用地の取得	浜松市南区倉松町 字大池680番3 外1筆	公衆用道路 116.19㎡ 外1筆 合計 159.13㎡	541,632円

2 交換にあたり市から相手方に供する財産

目的	所在地	財産の概要	評価額（B）
道路用地の取得の 交換に供するため	浜松市南区倉松町 字大池614番地先か ら603番地先まで	公衆用道路 326.75㎡	1,112,163円

- ・市は相手方から、1の土地の引き渡しに加え、交換差金（B－A）570,531円の支払を受ける。

3 交換の相手方

浜松市南区倉松町 604 番地の 2
株式会社大洋製作所
代表取締役 宮地信晴

位置図 (1/2500)



市有財産処分について（第三都田地区工場用地 10 区画、12 区画）

（提案理由）

第三都田地区工場用地 10 区画及び 12 区画について、同時申込みのあった企業に売却するため、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年浜松市条例第 26 号）第 3 条に基づき提案するものです。

なお、10 区画及び 12 区画は都田川山土地区画整理事業施行中であることから、仮換地指定に係る従前地により売却を行います。

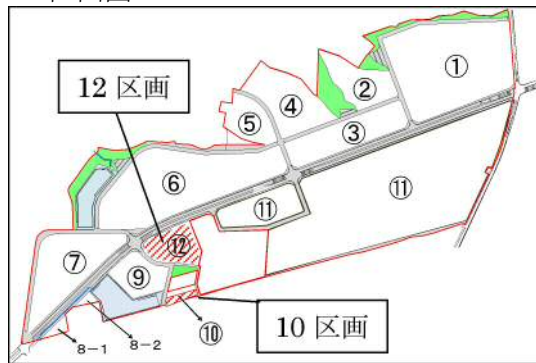
所在地	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
都田川山土地 区画整理事業 用地	10区画 1,242.68 m ²	10区画 38,771,616円	岐阜県大垣市横曾根 三丁目2番8	（従前地） 浜松市北区 都田町
	12区画 10,018.04 m ²	12区画 376,678,304円	株式会社メディック 代表取締役 今井 利光	10区画 仮換地 7772番1
	計 11,260.72 m ²	計 415,449,920円		12区画 仮換地 7772番3 7772番44 7772番45 7772番46 7772番47 7772番48 7772番49 7772番50 7772番51 7772番52 7772番53 7772番56 7772番57 7772番58

所在地	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
				7777 番 6 7777 番 7 7777 番 12 7777 番 13 7777 番 14 7777 番 15 7777 番 16 7777 番 17

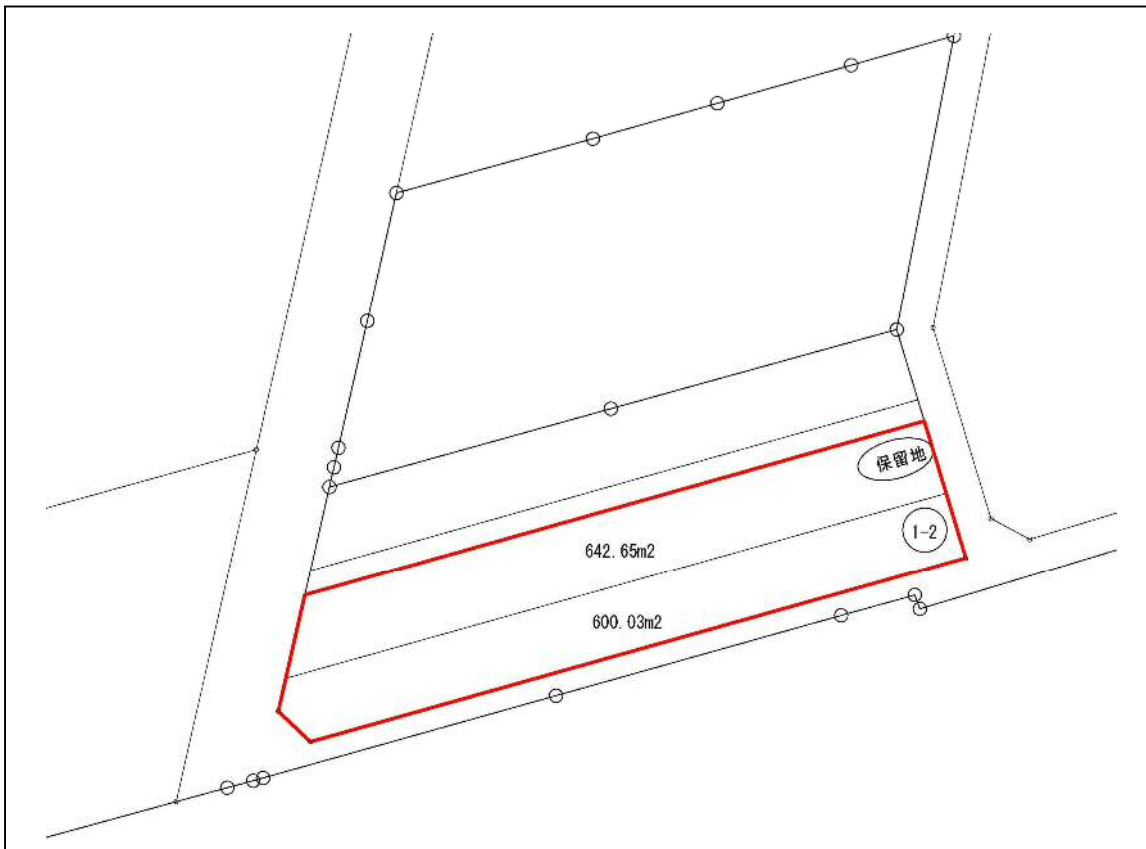
<位置図>



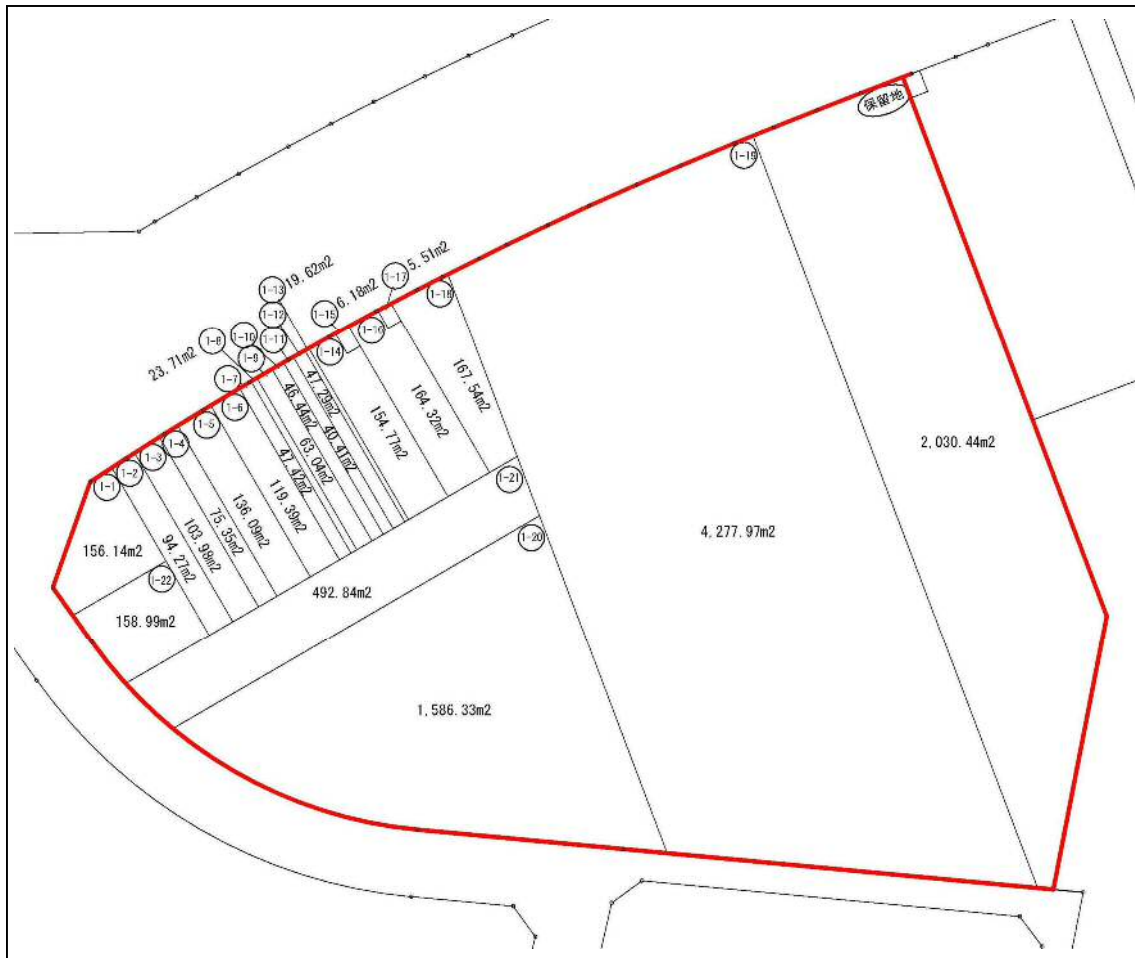
<区画図>



10 区画



12 区画



(第 24 号議案、第 25 号議案、第 26 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
認 定	33	5,920.48	33.08	0.00	5,887.40
廃 止	△3	△360.49	0.00	0.00	△360.49
変 更	(8)	△3,657.75	△100.81	△205.82	△3,351.12
計	30	1,902.24	△67.73	△205.82	2,175.79

△印はマイナス分、総延長＝重用延長＋未供用延長＋実延長

令和 2 年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
令和 2 年 9 月 17 日	23,680	7,745,467.10	110,555.37	77,376.24	7,557,535.49
認定・廃止・変更後	23,710	7,747,369.34	110,487.64	77,170.42	7,559,711.28

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 2 年 9 月 17 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,603	887,027.21	3,624	890,055.23
東 区	2,947	817,802.79	2,951	817,955.60
西 区	4,436	1,240,077.70	4,438	1,238,911.68
南 区	2,581	772,493.15	2,581	772,493.15
北 区	4,516	1,748,853.85	4,520	1,749,143.60
浜北区	3,268	854,507.96	3,267	854,379.19
天竜区	2,476	1,236,772.83	2,476	1,236,772.83

(第 44 号議案の説明資料)

政策法務課

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について

(提案理由)

書面規制、押印等見直し指針（令和 2 年 1 0 月）に基づき、押印の義務付けを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 改正条例

- (1) 浜松市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年浜松市条例第 5 3 号）
- (2) 浜松市消防団に関する条例（昭和 4 0 年浜松市条例第 1 6 号）

2 内容

市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、審査申出書等への押印の義務付けを廃止し、署名を原則とするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 45 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 3 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 1 2 6 人 (旧県費負担教職員移譲分 4, 0 0 6 人を含む) に改めるものです。

部 局	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
議会事務局	2 1 人	2 1 人	—
市長事務部局	3, 2 6 2	3, 2 6 9	7
上下水道部	2 5 0	2 4 7	△ 3
選管事務局	5	5	—
監査事務局	1 3	1 3	—
教育委員会	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 6 7	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 7 3	△ 1 6
	学校の職員 4, 4 9 8	学校の職員 4, 4 7 6	
	(6 4 7)	(6 4 3)	
消 防	8 8 9	8 8 9	—
農業委員会事務局	2 3	2 3	—
人事委員会事務局	1 0	1 0	—
計	9, 1 3 8 (5, 1 2 0)	9, 1 2 6 (5, 1 2 0)	△ 1 2 (—)

※ 一般職の職員…臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※ 括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

<増減内訳>

1 新規事業・臨時業務への対応による増 +46

- ① 指定都市市長会への職員派遣【企画課】 + 1
- ② 民間団体への職員派遣【企画課】 + 1
- ③ 行政手続きオンライン化対応業務の強化【情報政策課】 + 1
- ④ 人事管理業務の充実【人事課】 + 1
- ⑤ 衆議院法制局への職員派遣【政策法務課】 + 1
- ⑥ 公共施設等長寿命化推進業務の強化【公共建築課】 + 3
- ⑦ 江之島ビーチコート整備等業務の充実【公共建築課】 + 1
- ⑧ 総務省自治税務局への職員派遣【市民税課】 + 1
- ⑨ 斎場再編・整備業務の強化【市民生活課】 + 1
- ⑩ 浜松ウエルネスプロジェクト推進体制の強化【健康増進課】 + 1
- ⑪ 新カリキュラム構築業務の充実【看護専門学校】 + 1
- ⑫ 指導主事の事務職員化【次世代育成課】 + 1
- ⑬ 虐待・貧困対策等業務の強化【子育て支援課】 + 1
- ⑭ 医療的ケア児受入体制の整備【幼児教育・保育課】 + 1
- ⑮ 児童福祉相談業務の強化【児童相談所】 + 1
- ⑯ 西部清掃工場更新業務の強化【廃棄物処理課】 + 2
- ⑰ 家庭ごみ有料化業務の充実【ごみ減量推進課】 + 1
- ⑱ 中小企業金融支援事業の強化【産業振興課】 + 1
- ⑲ 経済産業省への職員派遣【産業振興課】 + 1
- ⑳ ポストコロナ対策推進体制の整備【観光・シティ^oモーション課】 + 2（措置済）
- ㉑ 民間団体への職員派遣【観光・シティ^oモーション課】 + 1
- ㉒ スマート農業推進事業の強化【農業水産課】 + 1
- ㉓ 排水路管理等業務の強化【農地整備課】 + 1
- ㉔ 河川点検・管理業務の強化【北土木整備事務所】 + 1
- ㉕ 冠水対策業務の強化【北土木整備事務所】 + 1
- ㉖ 河川点検・管理業務の強化【東・浜北土木整備事務所】 + 1
- ㉗ 災害対応業務の強化【天竜土木整備事務所】 + 1
- ㉘ 河川点検・管理業務の強化【河川課】 + 1
- ㉙ 官民連携プロジェクト推進等業務の充実【デジタル・スマートシティ推進事業本部】 + 3
- ㉚ 生活保護業務等の充実【中区生活福祉課】 + 1（措置済）
- ㉛ 生活保護業務等の充実【東区社会福祉課】 + 1（措置済）
- ㉜ 普通財産管理等業務の強化【北区区振興課】 + 1
- ㉝ 指導主事の事務職員化【天竜区まちづくり推進課】 + 1
- ㉞ 水道管路維持管理業務の強化【水道工事課】 + 1
- ㉟ 小中学校施設長寿命化計画推進事業の強化【教育施設課】 + 2

- ③⑥ 教職員保健指導業務の強化【教職員課】 + 1
- ③⑦ 幼稚園管理運営業務の充実【教職員課】 + 2
- ③⑧ 学校給食公会計化業務の強化【健康安全課】 + 1

2 事業終了・業務の見直し等による減 △ 3 6

- ① 政策調整業務の見直し【秘書課】 △ 1
- ② 国勢調査の終了【文書行政課】 △ 1
- ③ 中央図書館改修に伴う窓口業務見直し【中央図書館】 △ 3
- ④ 病棟再編・外来機能見直し【佐久間病院】 △ 1
- ⑤ 民間団体等への職員派遣終了【産業振興課】 △ 2
- ⑥ 観光庁への職員派遣終了【観光・シティプロモーション課】 △ 1
- ⑦ 都市政策調整業務の見直し【都市計画課】 △ 1
- ⑧ 国勢調査の終了【各区区振興課】 △ 7
- ⑨ 窓口業務の見直し【水窪協働センター】 △ 1
- ⑩ 下水道施設改築工事業務の見直し【下水道工事課】 △ 1
- ⑪ 浄水場施設管理業務の見直し【浄水課】 △ 1
- ⑫ 指導主事の事務職員化【教育総務課】 △ 2
- ⑬ 市立幼稚園幼児教育業務の見直し【幼稚園】 △ 2
- ⑭ 学級編制に伴う見直し【小中学校】 △ 1 2

3 委託化による減 △ 9

- ① 農業バイオセンター運営業務の委託化【農業振興課】 △ 1
- ② 下水処理施設運転管理業務の委託化【下水道施設課】 △ 2
- ③ 学校用務業務の委託化【小中学校】 △ 1
- ④ 学校給食業務の委託化【小中学校】 △ 5

4 会計年度任用化・再任用化による減 △ 1 8

- ① 物品購入業務の会計年度任用化【調達課】 △ 1
- ② 庶務管理業務の会計年度任用化【国保年金課】 △ 1
- ③ 地域医療業務の会計年度任用化【健康医療課】 △ 1
- ④ 予防接種業務の会計年度任用化【健康増進課】 △ 1
- ⑤ 焼却施設運営業務の再任用化【南清掃事業所】 △ 1
- ⑥ 廃棄物収集運搬業務の再任用化【天竜環境事業所】 △ 1
- ⑦ 浜名湖観光圏推進事業の会計年度任用化【観光・シティプロモーション課】 △ 1
- ⑧ 地域保健業務の会計年度任用化【東区健康づくり課】 △ 1

- ⑨ 庶務業務の会計年度任用化【西区健康づくり課】△1
- ⑩ 観光施設維持管理業務の再任用化【北区まちづくり推進課】△1
- ⑪ 地域保健業務の会計年度任用化【北区健康づくり課】△1
- ⑫ 窓口業務の再任用化【引佐協働センター】△1
- ⑬ 窓口業務の再任用化【三ヶ日協働センター】△1
- ⑭ 住居表示業務の再任用化【浜北区区振興課】△1
- ⑮ 障害福祉業務の再任用化【浜北区社会福祉課】△1
- ⑯ 管理栄養業務の会計年度任用化【天竜区健康づくり課】△1
- ⑰ 学校用務業務の再任用化【小中学校】△2

5 組織改正に伴う増減 +5

- ① 津波対策担当課長の廃止【危機管理課】△1
- ② 感染症対策担当課長の設置に伴う増【生活衛生課】+4（措置済）
- ③ 課の統廃合に伴う減【産業総務課】△22
- ④ 課の統廃合に伴う増【産業振興課】+11
- ⑤ 課の新設に伴う増【スタートアップ推進課】+11
- ⑥ ICT教育推進担当課長の設置に伴う増【教育施設課】+2

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

児童の保護等の業務体制強化を目的として、児童相談所等に勤務する職員が児童の保護業務等をした場合の社会福祉業務手当について改定を行うほか、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当について、法令の改廃に伴う必要な整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 児童相談所等の社会福祉業務手当（第 4 条）

(1) 支給対象者

主に児童相談所、一時保護所に勤務する職員です。

(2) 支給要件

児童の福祉の相談、指導、保護等の業務をした場合について支給するものです。

(3) 支給額

業務 1 日当たり 1, 0 0 0 円

2 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当（附則第 5 項）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 2 5 号）により新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されることに伴い、必要な整備を行うものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 4 条の規定については、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 第 4 条の規定について、施行の日の前において児童の保護等の業務をしていた場合の社会福祉業務手当の取り扱いは、従前の例によるものです。
- 3 附則第 5 項の規定について、令和 3 年 2 月 1 3 日に遡及して適用するものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

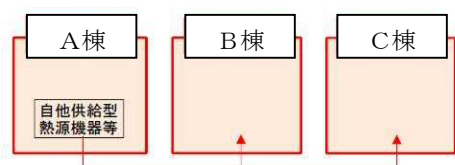
各法等の一部改正等に伴い、手数料の規定を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の一部改正に伴うもの（生活衛生課）
 - (1) 業種の新設・統廃合により 34 業種から 32 業種に再編されることに伴い、営業許可の統合される業種の手数料を削除し、新たに創設される業種の手数料を定めるものです。
 - (2) 営業許可の継続許可申請時の審査事項（図面及び HACCP に関する取組みの記録）が追加されるため、継続の許可申請の手数料を新規の 8 割に改めるものです。
- 2 静岡県魚介類等行商取締条例（昭和 34 年静岡県条例第 37 号）の廃止に伴うもの（生活衛生課）

魚介類等行商の許可制度が廃止されるため、許可申請等の手数料を削除するものです。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正に伴うもの（建築行政課）
 - (1) 建築物エネルギー消費性能基準を評価する各種認定申請手数料
既存の面積区分（300 超 2,000 m²以内）を分割（300 超 1,000 m²以内と 1,000 超 2,000 m²以内）するとともに手数料の額について、国の基準を参考として見直しを行うものです。
 - (2) 性能向上計画認定を受けた建築物の適合性判定の手数料
複数の建築物の連携による認定を受けた場合、適合性判定を免除される主たる建築物（A 棟）以外の建築物の適合性判定の手数料を定めるものです。

(参考) 複数建築物の認定



- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴うもの（建築行政課）
居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さについて
建築許可の手数料を定めるものです。

（施行期日等）

- 1 改正内容1及び2は、令和3年6月1日から施行するものです。
- 2 改正内容3及び4は、令和3年4月1日から施行するものです。
- 3 改正内容1の規定による改正後の別表保健・衛生の項第71号から第102号までの規定について、施行日前にされた申請に係る手数料は、なお従前の例によるものです。
- 4 改正内容3及び4の規定による改正後の別表土木・建築の項第33号、第82号、第84号、第89号、第91号及び第94号の規定について、施行日前にされた申請に係る手数料は、なお従前の例によるものです。
- 5 改正内容3の規定による改正後の別表土木・建築の項第86号及び第87号の規定について、施行日前に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料は、なお従前の例によるものです。
- 6 改正内容3の規定による改正後の別表土木・建築の項第88号の規定について、施行日前にされた求めに係る手数料は、なお従前の例によるものです。

浜松市介護保険条例の一部改正について

(提案理由)

第 8 期介護保険事業計画に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料を改めるほか、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、所得指標の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 介護保険料の改定（第 4 条）

介護保険料 基準額 年額 70,312 円

(現行 66,412 円から 3,900 円の増)

詳細は別紙「介護保険料新旧対照表」のとおり

2 所得指標の見直し（第 4 条）

平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正により給与所得控除額及び公的年金控除額が 10 万円引き下げられたことから、介護保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、所得指標の見直しをするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

介護保険料新旧対照表

所得段階	市民税の課税状況		要件	改正前		改正後	
	本人	世帯		基準額に対する割合	年額保険料(円)	基準額に対する割合	年額保険料(円)
	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 		0.30	19,923	変更なし	21,093
第2段階	非課税	本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	19,923	21,093		
第3段階		本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.40	26,564	28,124		
第4段階		本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が120万円超	0.65	43,167	45,702		
第5段階	課税	本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	59,770	63,280		
第6段階 (基準額)		本人の前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円超	1.00	66,412	70,312		
第7段階	課税	本人の前年分の合計所得金額が125万円未満	1.15	76,373	80,858		
第8段階		本人の前年分の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	83,015	87,890		
第9段階		本人の前年分の合計所得金額が200万円以上350万円未満	1.50	99,618	105,468		
第10段階		本人の前年分の合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.75	116,221	123,046		
第11段階		本人の前年分の合計所得金額が500万円以上750万円未満	2.00	132,824	140,624		
第12段階		本人の前年分の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.25	149,427	158,202		
第13段階		本人の前年分の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.50	166,030	175,780		
第14段階		本人の前年分の合計所得金額が1,500万円以上	2.75	182,633	193,358		

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、保険料軽減判定基準額の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

低所得者世帯に対する国民健康保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者等の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料の一部を軽減しています。

軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基礎額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者等のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える規定を追加するものです。

保険料軽減判定基準額

保険料軽減	旧	新
7割	33万円（基礎控除額）	<u>43万円（基礎控除額）</u> <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>
5割	33万円+28.5万円×被保険者数	<u>43万円+28.5万円×被保険者数</u> <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>
2割	33万円+52万円×被保険者数	<u>43万円+52万円×被保険者数</u> <u>+10万円×（給与所得者等の数-1）</u>

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市天竜区北部地域の人口減少を見込み、病床数のダウンサイジングを行うことで、将来にわたって病院の存続を図り、住民がいつでも安心して必要な医療サービスを持続して受けられるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

佐久間病院の療養病床 20 床を廃止するものです。

改正前	改正後
一般病床 36 床	一般病床 36 床
<u>療養病床 20 床</u>	
感染症病床 4 床	感染症病床 4 床

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 51 号議案の説明資料)

生活衛生課

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について

(提案理由)

食品衛生法（昭和 23 年法律第 233 号）の一部改正に伴い、給食施設及び許可営業以外の営業の届出が法の規定となるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

給食施設及び許可営業以外の届出の条文を削除するほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行するものです。

浜松市県施行建設事業等分担金徴収条例の一部改正について

(提案理由)

令和 3 年度から県施行による新たな土地改良事業を実施することに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき受益者から徴収する分担金の額などを定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

別表(第 2 条・第 3 条関係)に事業を追加し、分担金の額等を定めるものです。

1 事業名

県営経営体育成樹園地再編整備事業

2 事業種別

農業用排水施設事業（排水施設に係るものを除く。）

区画整理事業

3 受益者

事業区域内にある土地につき所有権、地上権又は賃借権を有する者で当該事業により利益を受けるもの

4 分担金の総額

事業費の 5 %

5 受益者ごとの分担金の額

分担金の総額に当該事業の受益者に係る土地の面積割合を乗じて得た額

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 53 号議案の説明資料)

交通政策課

浜松市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

(提案理由)

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 2 条第 2 号中「第 4 4 条」を「第 4 4 条第 1 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 54 号議案の説明資料)

道路保全課

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 2 条第 5 号中「道路法第 2 条第 2 項第 6 号」を「道路法第 2 条第 2 項第 7 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 55 号議案の説明資料)

道路企画課

浜松市道路法等施行条例の一部改正について

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 1 条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 2 条第 9 号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 2 条第 10 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

(提案理由)

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）が一部改正され、国の道路占用料の一部が改められたことを踏まえ、市の管理する道路の占用料を改めるため、条例の一部を改正するものです。また、併せて、翌年度以降に渡る道路占用料の徴収の時期を改めるとともに、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の一部改正に伴い、道路占用料の減免の対象となる電気事業者の定義を整理するものです。

(改正内容)

1 道路占用料の額の改正（別表（第 2 条））

道路占用料の額を算定基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、本市の令和 2 年度固定資産税評価額等を基に国の算定基準を準用して算定した額に改めるものです。

2 道路占用料の徴収時期の改正（第 3 条）

占用の期間が翌年度以降に渡る場合における翌年度の道路占用料の徴収の時期を、翌年度の 5 月 31 日までに改めるものです。

3 道路占用料の減免の対象となる電気事業者の定義の整理（第 4 条）

電気事業法の一部改正に伴い、道路占用料（架空電線）の減免の対象となる電気事業者から、特定卸供給事業者を除くものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、改正内容 3 に係る規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 改正内容 1 による改正後の道路占用料の額が改正前の占用料の額の 1.2 倍を超える場合にあっては、毎年度の占用料の額は改正後の占用料の額に達するまで前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額とする経過措置を設けるものです。

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(提案理由)

船明地区整備計画区域の建築等の制限の内容を一部変更し、工場等の立地を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

住宅の立地を規制し、主として地域振興に供する施設の立地を図り、周辺の住環境に配慮した土地利用を誘導する地区とするため、別表第 2 船明地区整備計画区域内の「E センター地区」の一部を「F 誘導施設地区」とし、当該地区の制限を追加するものです。

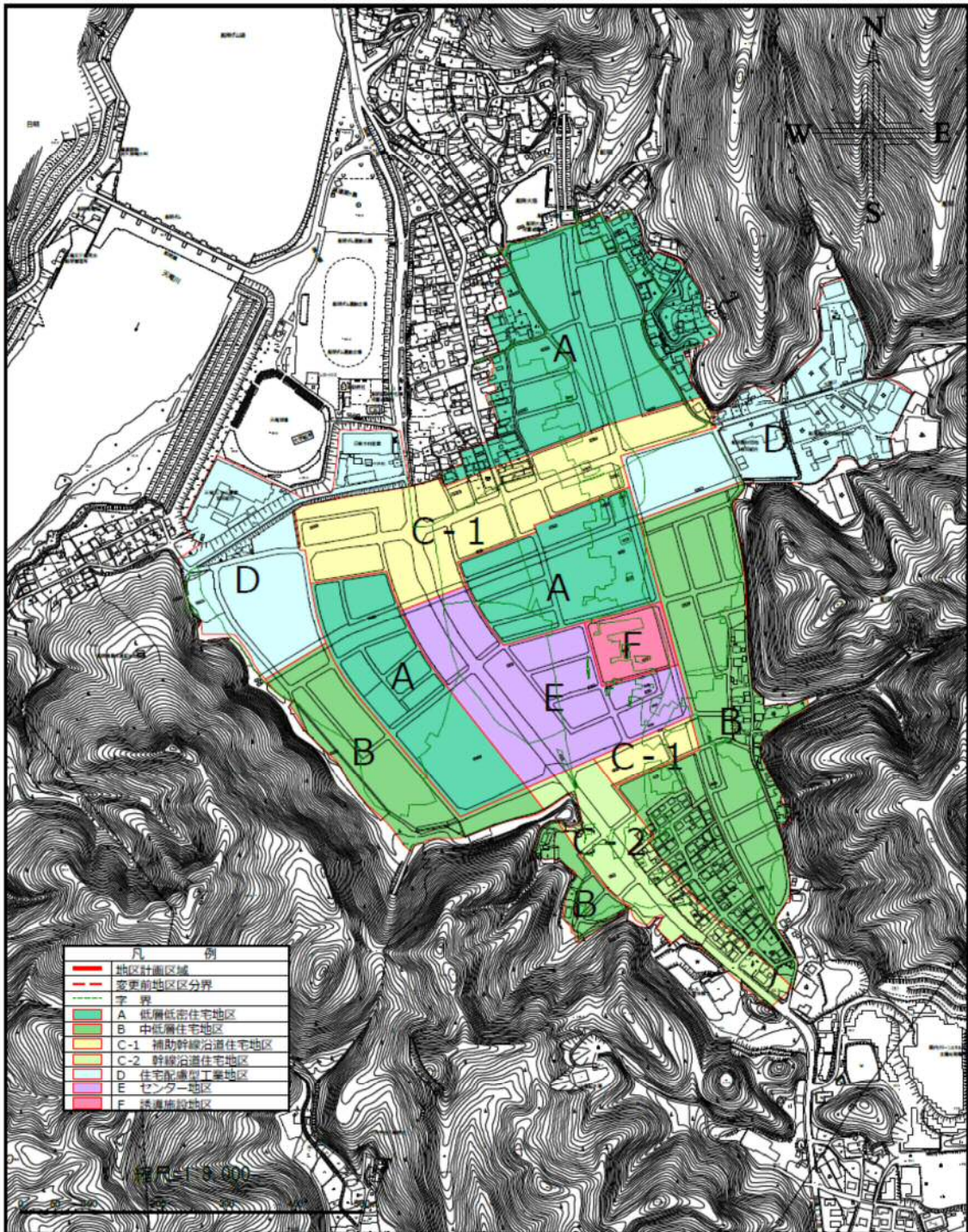
誘導施設地区に関する主な変更点

	E センター地区	F 誘導施設地区
1 地区計画による用途制限		
(1) 住宅	○	×
(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○	×
(3) 工場（自動車修理工場及び小規模な工場を除く）	×	○
(4) 大学、病院、児童厚生施設、店舗・飲食店、自動車車庫その他これらに類するもの以外の用途に供するもので 1,500 m ² を超えるもの	×	○
(5) 倉庫業を営む倉庫	×	○
2 地区計画による敷地面積の最低限度	200 m ²	2,000 m ²
3 壁面の位置の制限	道路境界より 1 m 隣地境界より 1 m	道路境界より 5m 隣地境界より 1m

(施行期日)

この条例は、公布の日後最初の船明地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行するものです。

船明地区整備計画区域図 (変更後)



浜松市火災予防条例の一部改正について

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、電気自動車等に充電するための急速充電設備の基準を改めるほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準（第 11 条の 2、第 44 条）

当該設備を屋外に設ける場合の建築物からの離隔距離を追加するほか、当該設備の全出力が 50 キロワットから 200 キロワットに拡大されたことに伴い、火災予防上必要な措置を追加するものです。

また、当該設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）を設置する場合は、あらかじめ、その旨を届け出なければならないこととするものです。

2 その他

字句の整理など、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、改正後の第 11 条の 2 第 1 項の規定は適用せず、従前の例によることとするものです。

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例の一部改正について

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、教育職員における「休日のまとめ取り」のための 1 年単位の变形労働時間制（以下「1 年単位の变形労働時間制」という。）に関する規定を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 年単位の变形労働時間制に関する規定を次の通り定めるものです。

1 勤務時間の割振り

文部科学大臣の定めた指針に規定されている教育委員会等が講ずべき措置（以下「指針の措置」という。）が実施された場合に限り、夏季休業などの長期休業期間に休日を中心して確保するため、1 か月を超え 1 年以内の期間（以下「対象期間」という。）を平均して 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 45 分になるよう割振ることができるようにするものです。

2 制度運用

- ・対象となる職員の範囲、対象期間、対象期間中に特に業務が繁忙となる特定期間、対象期間中における勤務日数及び勤務時間等を教育委員会が定めることができるようにするものです。
- ・制度運用中において、指針の措置が実施できなくなった場合の教育職員の勤務について定めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市新川モール条例の制定について

(提案理由)

浜松駅周辺部のまちなかのにぎわい創出及び魅力向上を図るため整備する、新川モールについて必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

1 名称及び位置 (第 2 条)

広場は、浜松市新川モール (以下「モール」という。) といい、浜松市中区田町、板屋町、鍛冶町及び旭町地内に置くものです。

2 指定管理者による管理 (第 3 条)

(1) 管理

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にモールの管理を行わせるものです。

項 目	適 用
指定管理者制度	○
公募	○
利用料金制	○

(2) 業務

- ・モールの利用の許可に関する業務
- ・モールの施設、設備等の維持管理に関する業務
- ・モールの管理に関して市長が必要があると認める業務

3 利用の許可 (第 4 条)

モールの利用者は、指定管理者の許可を受けなければならないとするものです。

4 利用時間 (第 5 条)

午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとするものです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができるとするものです。

5 利用の禁止又は制限 (第 7 条)

指定管理者は、規定によりモールの利用を禁止又は制限できるとするものです。

6 利用料金（第8条）

（1）施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から午後 零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
全面		円	円	円	円
	平日	40,370	46,310	46,310	132,910
	日曜日、土曜日及び休日	52,540	60,240	60,240	172,610
区分 1	平日	10,690	12,260	12,260	35,190
	日曜日、土曜日及び休日	13,910	15,950	15,950	45,700
区分 2	平日	8,340	9,570	9,570	27,470
	日曜日、土曜日及び休日	10,860	12,450	12,450	35,680
区分 3	平日	10,690	12,260	12,260	35,190
	日曜日、土曜日及び休日	13,910	15,950	15,950	45,700
区分 4	平日	10,650	12,220	12,220	35,060
	日曜日、土曜日及び休日	13,860	15,890	15,890	45,530

備考

ア 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

イ 利用者が準備、片付け又は展示品等を置くため利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

（ア）準備又は片付けのため利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額

（イ）継続利用で、そのまま展示品等を置く場合は、次に定める額

- ・第5条に規定する利用時間内 所定の利用料金の7割に相当する額
- ・第5条に規定する利用時間外 無料

ウ 利用時間を15分以上超過し、又は繰り返して利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

（ア）第5条に規定する利用時間内に利用する場合は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金に相当する額

（イ）第5条に規定する利用時間外に利用する場合は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

（2）附帯設備

規則で定める額

（3）その他

種目	単位	金額
募金、署名活動その他これらに類する行為	1人 1日につき	110円
業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為	1件 1日につき	4,400円

7 利用料金の減免（第9条）

指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができるとするものです。

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。
- 2 第3条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条から第8条までの規定による指定の手續その他の行為については、この条例の施行の日前に行うことができるものとするものです。

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

(提案理由)

学校給食費の公会計化に伴い、教育行政の一環となる学校給食の実施及び保護者等から徴収する学校給食費の管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 定義（第 2 条）

学校等の定義を規定するものです。

(1) 学校

浜松市立の幼稚園、小学校及び中学校のうち規則で定めるもの

(2) 学校給食

学校において実施される給食

2 学校給食の実施（第 3 条）

市は、学校給食を実施（幼稚園 25 園、小中学校 144 校）するものです。

(1) 西区に所在する幼稚園（ただし、神久呂幼稚園、伊佐見幼稚園、和地幼稚園、北庄内幼稚園、村櫛幼稚園を除く。） 2 園

(2) 北区に所在する幼稚園（ただし、豊岡幼稚園、三方原幼稚園、初生幼稚園を除く。） 13 園

(3) 天竜区に所在する幼稚園 10 園

(4) 小学校（ただし、有玉小学校萩原分校を除く。） 96 校

(5) 中学校（ただし、積志中学校萩原分校を除く。） 48 校

3 学校給食費の徴収（第 4 条）

(1) 市長は、学校給食を受ける幼児、児童若しくは生徒の保護者又は学校給食を受け
る者から、学校給食費を徴収するものです。

(2) 学校給食費の額は、学校給食法第 11 条第 1 項に規定する経費（学校給食の実施
に必要な施設及び設備に要する経費並びにこれらの修繕費並びに学校給食に従事す
る職員に要する給与その他の人件費）以外の学校給食に要する経費の範囲内で、規
則で定める額とするものです。

(3) 学校給食費の納期限は、規則で定めるものです。

4 学校給食費の減免（第5条）

市長は、特別の理由（災害で支払う資力がない等）があると認めるときは、学校給食費を減免することができるとするものです。

5 遅延損害金（第6条）

保護者及び学校給食を受ける者は、納期限までに学校給食費を納付しないときは、遅延損害金を市に納付しなければならないとするものです。

遅延損害金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例の規定による延滞金の額の計算及び減免の例によるとするものです。

6 委任（第7条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について、必要な事項は規則で定めるとするものです。

（施行期日）

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日（終期は令和4年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
 - (4) 所 属 事 務 所 有限責任 あずさ監査法人 浜松オフィス
 - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区砂山町325番地34
ニッセイ浜松駅前アネックスビル7F